平成23年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局　地域教材】

注）平成２３年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。
①平成２３年度　整備主任者研修　法令研修【全国共通教材】
②平成２３年度　整備主任者研修　法令研修【北海道運輸局　地域教材】

目　　次

１．北海道における指定整備事業者の処分状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．北海道における指定整備事業者の処分概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

３．全国における指定整備事業者の主な処分概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(参考資料)

４．平成２２年度　全国の指定整備事業者の処分状況について・・・・・・・・・・・・・・5

５．保安基準適合証への記載方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

６．長期使用車のボールジョイントの脱落の未然防止について・・・・・・・・・・・・・・8

７．後付電装品による車両火災の未然防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

８．地上デジタルチューナー取付の自主改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

９．冬期のトレーラ火災の未然防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

10.「自動車不具合情報ホットライン」の周知について　・・・・・・・・・・・・・・・・・20

１．北海道における指定整備事業者の処分状況

○平成22年度及び平成23年度の監査及び処分件数

運輸支局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任	検査員の警告
札幌	888 （576）				（1）		
函館	254 （183）		（1）		4		（1）
室蘭	224 （129）		2		2 （1）	1	1 （1）
旭川	330 （180）		2 （1）		3 （3）	1 （1）	2 （1）
帯広	227 （116）				3 （2）		
釧路	230 （91）				3		1
北見	170 （114）		（1）		1		（1）
局計	2,323 （1,389）	0 （0）	4 （3）	0 （0）	16 （7）	2 （1）	4 （4）

※（ ）内は、平成23年度（H23．4．1～10．31）の状況。

○平成22年度及び平成23年度（10月末現在）の主な違反内容（違反内容毎に複数計上）

違反内容	件数
保安基準不適合車への保適証交付	4　（3）
検査一部未実施 （審査事務規程と相違する方法による検査又は 検査機器の許容能力を超える自動車を検査も含む）	7　（2）
同一性が相違する車両への保適証交付	1　（2）
保安基準不適合のおそれのある車両への保適証交付	0　（1）
法令を遵守する体制にない （記録簿の記載及び確認体制）	1　（1）
一部の期間において自賠責保険未加入	2　（1）
大部分の期間において自賠責保険未加入	1
指定整備記録簿の虚偽記載	1　（1）

※（ ）内は、平成22年度（H22．4．1～10．31）の状況。

○口頭注意を受けた事業場数（平成23年度は平成23年10月末現在）

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見
平成22年度	93	53	51	30	23	24	1
平成23年度	35	41	35	24	23	10	33

主な指摘事項
・点検整備項目の記載漏れ（誤り）
・完成検査欄の記載漏れ（誤り）：制動力、ヘッドライト、DS、Co/Hc測定値欄
・目視検査欄の記載漏れ
・保安基準適合証の記載漏れ（誤り）：最終検査申請日、保険期間

２．北海道における指定整備事業者の処分概要

（平成２３年４月～１０月分、支局長による警告は除く。）

（事例１）保適証交付停止３０日、検査員解任１人　　（処分年月日　H23．8．25）

業態：専　業　（旭川管内）

計画監査において、事業場内に乗車定員が自動車検査証と相違している軽自動車を発見したことから、調査したところ、入庫時から後部座席が取り外されており、相違している状態を点検時及び完成検査時に確認していたにもかかわらず、当該状態のまま保安基準適合証等に証明し、交付していた事実が確認された。

※故意による違反行為。

＜主な改善策＞

・入庫時において簡易車両チェックを実施し、ユーザーへの作業内容の説明を徹底する。

・受入点検実施者と完成検査実施者を分離及び管理者他作業担当者も含めた複数による車両チェック体制とする。

・完成検査時の写真撮影を行い、交付決裁時に発行者が写真を確認してから交付を行う。

（事例２）保適証交付停止２５日、検査員文書警告１人　　（処分年月日　H23．9．2）

業態：専　業　　（北見管内）

夜間街頭検査において、保安基準不適合（エア・スポイラー及び最低地上高）を確認した軽自動車に整備命令を交付したところ、当該車両に保安基準適合標章が貼付されていたことから、当該事業場に特別監査を実施したところ、エア・スポイラーは取り外した状態で完成検査は行っていたが、最低地上高及び後輪右タイヤの溝の深さが保安基準不適合状態であることに気づかずに、保安適合証等に証明し、交付していた事実が確認された。

＜主な改善策＞

・完成検査場ピット枠に地上高測定器具を製作設置し、進入時に確認を行う。

・測定及び確認を行った箇所にマーカー等をつけて重複チェックを行う。

（事例３）保適証交付停止１５日、検査員文書警告１人　　（処分年月日　H23．9．29）

業態：専　業　（函館管内）

計画監査において、事業場内に不正改造状態（窓フィルム・回転灯）の大型特殊自動車を発見したことから、調査したところ、受入点検及び検査時に未発見及び誤認識により、当該状態のまま保安基準適合証等に証明し、交付していた事実が確認された。

※新基準による処分。

＜主な改善策＞

・自己都合により事業廃業。

３．全国における指定整備事業者の主な処分概要（平成２３年度）

（事例１）保適証交付停止２５日、検査員文書警告１人　　（処分年月日　H23．8．1）

業態：専　業　（東北運輸局）

計画監査において、ボート・トレーラの手動制動力欄の記入が無かったことから、現車を確認したところ、駐車ブレーキ及び前部反射器が備えられていないまま保安基準適合証等に証明し、これを交付したことが確認された。

（事例２）保適証交付停止２５日、検査員解任１人　　（処分年月日　H23．7．13）

業態：専　業　（北陸信越運輸局）

他の指定整備事業者の情報から、特別監査を実施したところ、１台の自動車に対して、Ｈ２１年３月とＨ２２年３月の２回にわたり、同一性が相違しているにもかかわらず、保安基準適合証等に証明し、これを交付したことが確認された。

※１台の車両を２台分として処分。

（事例３）保適証交付停止２０日　　（処分年月日　H23．5．11）

業態：専　業　（関東運輸局）

窓口に申請された保安基準適合証の自賠責保険期間が有効期間を満足していなかったことから、特別監査を実施したところ、一部未加入状態であるにもかかわらず、保安基準適合証等を交付したことが確認された。また、指定整備記録簿に一部記載漏れが確認された。

※過去１年以内に処分歴があったことから、違反点数を２倍加重。

（事例４）指定の取消、検査員解任２人、認証の取消　　（処分年月日　H23．9．2）

業態：専　業　（中部運輸局）

警察から大型バンパーが不正改造状態であるにもかかわらず、保安基準適合証等を交付していたとの事実について捜査協力を行い、検査員２名が逮捕され、有罪判決が確定した事を受け特別監査を実施したところ、５０台について、保安基準適合証等を交付していた事実が確認された。

（事例５）保適証交付停止７５日、検査員解任１人　　（処分年月日　H23．5．6）

業態：専　業　（近畿運輸局）

事業者の自主申告から、特別監査を実施したところ、保安基準適合証等を紛失したが、交付後１５日経過した自動車について、点検及び整備をすべて実施せずに保安基準適合証等を交付した。また、紛失した別の自動車ついて、自動車検査証が無い状態で保安基準適合証等を交付した事実が確認された。

（事例６）保適証交付停止６０日、検査員解任１人、認証の事業停止１５日

（処分年月日　H23．7．6）

業態：専　業　（中国運輸局）

事業者の自主申告から、特別監査を実施したところ、不正改造状態であることを知っていながら保安基準適合証等に証明したこと。また、検査機器による検査の一部を別な自動車を使用して検査を行い保安基準適合証等に証明し、これを交付していた事実が確認された。

（事例７）保適証交付停止４５日、検査員文書警告１人　　（処分年月日　H23．7．5）

業態：専　業　（九州運輸局）

計画監査において、保安基準不適合状態（後部反射器取付無し）及び同一性が相違（全高）している車両を発見したことから、調査したところ、基準不適合状態であることに気づかずに当該状態のまま完成検査を実施し、さらに点検整備及び検査の一部が未実施であったことに気づかないまま保安基準適合証等に証明し、交付していた事実が確認された。

４．平成２２年度　全国の指定整備事業者の処分状況

〇監査及び処分件数

運輸局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任
北海道	2,323	0	4	0	16	2
東　北	3,282	0	10	0	12	4
関　東	5,999	2	19	0	70	14
北陸信越	1,986	0	8	0	2	3
中　部	4,576	1	8	0	15	3
近　畿	4,966	3	23	0	9	5
中　国	2,357	0	7	0	1	2
四　国	1,561	0	6	0	3	1
九　州	2,367	0	13	0	24	2
沖　縄	378	0	3	0	2	0
全国計	29,795	6	101	0	154	36

〇主な違反内容（違反内容毎に複数計上）

違　反　事　項	件　数
ペーパー車検	4
保安基準不適合車への保適証交付	50
検査未実施	4
検査一部未実施	15
点検・整備一部未実施	7

５．保安基準適合証への記載方法について
（個人情報が保護されている自賠責保険証明書の扱い）

記

自動車の転売等で、個人情報を保護する目的として保険契約者の住所及び氏名欄が塗りつぶされた保険証明書について、その有効性について問題が無いと判断できる場合には、適合証様式の次の欄へ当該保険証明書から証明書番号、保険会社名及び保険契約者名は下記の要領で転記する。

証明書番号	保険会社	保険契約者名
○○○○○○○○	△ △ △ △ △	

※　契約者名の欄は斜線とする。（空白の場合、記載漏れとみなされるので注意）

証明書番号	第 EJ71567423 号

平成 21年 6月 28日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

あいおい損害保険株式会社

【ご注意】
●内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
●この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	札幌５５５さ５５５５ ABC12−34567	自動車の種別	自家
保険期間	自 平成 21年 7月 28日 午後4時 至 平成 23年 7月 27日 午前12時	使用の本拠の所在地	京都部
		保険料	¥22,470
保険契約者の住所及び氏名	[redacted]	指定紛争解決機関名	
		保険料収納済印	収納済 21. 6. 28 Z0101 あいおい損害保険株式会社
異動事項			
管轄店名及び所在地	あいおい損害保険株式会社 本社 [redacted] 東京都渋谷区恵比寿 [redacted] お問い合わせ先（携帯電話OK） 0120−395−101	扱者印	

平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に効力が生じた責任保険の契約については、「保険料」とあるのは「保険料から保険料等充当支付金を控除した金額」とします。

※この保険の内容については、裏面の自動車損害賠償責任保険普通約款をご参照ください。

保 限

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 11234　　平成 23 年 12 月 24 日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	株式会社　北海道運輸自動車 代表取締役　運輸　太郎 札幌市中央区大通西10丁目1番2号　事業者印
保限 次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日　平成 23 年 12 月 24 日 自動車検査員の氏名　運輸　一郎　印	
自動車登録番号又は車両番号	札幌 555 さ 5555
車台番号	ABC12−34567
使用者 氏名又は名称	陸運　太郎
使用者 住所	札幌市東区北28条東1丁目
乗車定員	5 人
最大積載量	— kg
用途	乗用
車両総重量	1,575 kg
保険期間	平成23年11月28日から平成26年1月28日まで

注1. 保安基準適合証は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

012345678

指定番号	1−1234

印紙

最終の検査申請日	年　月　日	
証明書番号	保険会社	保険契約者名
EJ00000000	あいおい	
A000000001	○×損保	使

走行距離計表示値	76,500 km ~~mile~~

平成 23 年 10 月 25 日
自　動　車　局

長期使用車のボールジョイントの脱落の未然防止のための点検整備の確実な実施について

これまでに国土交通省に対して、長期使用車のボールジョイント※の脱落又は外れに関する不具合情報が複数寄せられており、これらの不具合原因等を分析した結果、点検整備が確実に実施されていないことが原因と考えられるため、自動車ユーザーにボールジョイントの点検整備の実施の注意喚起をする必要があると判断しました。このため、国土交通省は一般社団法人日本自動車工業会（以下「日本自動車工業会」という。）に対し、自動車ユーザー等に対する注意喚起を実施するよう検討を依頼していたところです。今般、日本自動車工業会において、当該依頼を受けて平成 23 年 10 月 25 日に日本自動車工業会のホームページやチラシ（別紙１）の配布等によりボールジョイントの脱落を未然防止するための注意喚起を実施するとの報告がありました。

国土交通省においても、以下に掲げる事項について、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、当該不具合に係る注意事項を掲載しましたのでお知らせします。

※ ボールジョイント（ロアアームボールジョイント）とは、球型のジョイントであり、フロントサスペンションにおいて、アーム（車体側）とナックルアーム（前輪側）を接続し、タイヤの上下左右の運動を自在にするために用いられているもの。

【長期使用車のボールジョイントの脱落の未然防止に関する注意事項】

１．法律に定められた点検整備を確実に実施すること。
２．ボールジョイントは長期間の自動車の使用により摩耗又は劣化しやすくなるため、特に長期使用車については確実な点検整備を実施すること。
３．ハンドルを切ると異音がする、重い又は戻りが悪い等の症状がある場合には、速やかに点検整備を実施すること。

【注意喚起掲載ホームページ】

・ 日本自動車工業会ホームページ　http://www.jama.or.jp/（クルマとユーザー）
・ 国土交通省ホームページ　http://www.mlit.go.jp/RJ/　（自動車を安全に使うためには）

（お問い合わせ先）
国土交通省自動車局審査・リコール課
TEL:03-5253-8111（内線 42353、42355）03-5253-8597(直通)
整備課
TEL:03-5253-8111（内線 42412、42415）03-5253-8599(直通)

長年使用されたクルマは点検・整備を確実に!

サスペンションのジョイント部は安全のために年式や走行距離に応じた点検・整備が重要

サスペンションのジョイント部は長期間の使用により摩耗や劣化が進みます

ジョイント部の摩耗状態を確認する為には整備のプロによるガタやブーツの破れの点検が必要です

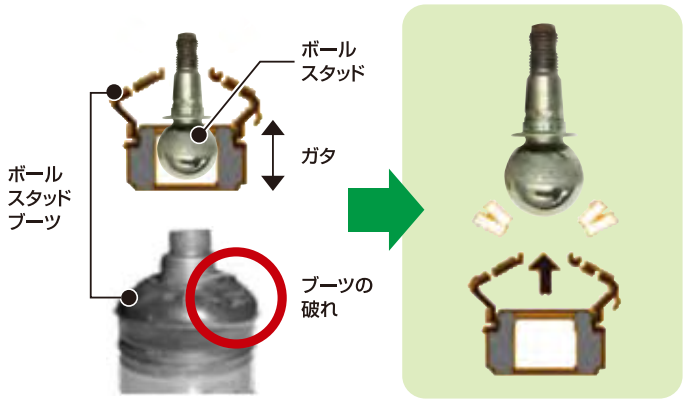

クルマを使用される皆様へのお願い

- クルマの足回りには、人間の膝のような関節機能をもったジョイントが使われています。
- このジョイント部は、長期間の使用により摩耗や劣化が進み、傷みが生じたまま乗り続けると大きなトラブルに繋がります。異常を感じたときはすぐに点検・整備を受けるとともに、安全のために法令で定められた定期的な点検・整備を実施することが大切です。
- トラブルを未然に防ぐために、最寄の整備工場で確実な点検・整備を実施してください。

一般社団法人　日本自動車工業会
http://www.jama.or.jp/

平成 23 年 11 月 10 日
自動車局審査・リコール課

自動車の後付電装品の取付けによる火災にご注意下さい

現在、自動車に後付けで取り付けられる電装品（以下、「後付電装品」という。）が様々販売されており、ユーザーの皆様の中には、このような製品を自ら選ばれて購入・取付けをされる方もおられます。しかし、このような後付電装品の中には、火災が発生する原因と疑われるものや、短期間で故障に至るものもあります。

特に、バッテリーからの電圧の供給を安定化できるとされている装置（通称、電圧安定化装置※）や HID ヘッドランプ※等については、バッテリーなどの高圧・大電流が流れる部分に取付けるため、取付けそのものが不適正である場合や、車体側から流れる過電流等による影響を防ぐためのヒューズを取り付けていないこと等が原因による火災が発生しています（参考１）。（このような後付電装品の起因による火災又は不適切な取付けが原因による火災等が発生した場合は、自動車メーカーの保証等が受けられない場合があります。）

国土交通省の平成 23 年６月 14 日の報道発表資料「自動車のバッテリー等の誤った取り付けによる火災にご注意！」において、後付電装品の取付けに関する注意喚起を行ったところですが（参考２）、その後も後付電装品が原因と疑われる火災が散見されることから、今般改めて、後付電装品の購入及び取付けの際にユーザーの皆様に注意していただくことによって後付電装品による火災の発生を防止するため、一般社団法人日本自動車連盟等の関係団体に対して、ユーザーの皆様への注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省ホームページにおいても、ユーザーの皆様への注意喚起情報を掲載しました。

※　電圧安定化装置とは、製作者等のホームページなどによると、バッテリーからの電圧供給が不足した場合に蓄えた電荷を放電することにより、バッテリーからの電圧供給を安定化し、各種効能を実現できると謳っている装置のこと。

※　HID ランプ（High Intensity Discharge lamp）とは、フィラメントが発光する白熱電球とは異なり、蛍光灯と同じく放電により発光するランプのこと。（社団法人日本電球工業会より）

【注意喚起掲載ホームページ】

・　国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/RJ/ （自動車を安全に使うためには）

＜ユーザー等への注意事項＞

- 後付電装品購入の際は、製品の性能情報や不具合情報をよく調べること。
- 取付けの際は、自動車に詳しい人に依頼するか、説明書等をよく読んだ上で、適切な方法で取付けること。

連絡先：国土交通省自動車局
審査・リコール課
電　話：03-5253-8111（代）内線　42353、42355
03-5253-8597（直通）、03-5253-1640（FAX）

（参考１）

国土交通省に報告された後付電装品の取付けが原因と見られる火災件数

原　　因	H22.4～ H23.3 末	H23.4～ H23.6
HID ヘッドランプやフォグランプのハーネスショート及びバルブ取付け不良による火災	7	7
電圧安定器本体焼損・ハーネスショート	5	2
オーディオハーネス接触不良＆ショート	2	1
リモコンエンジンスタータのハーネスショート	2	5
その他の後付電装品の火災	12	3

（参考２）

平成 23 年６月 14 日報道発表資料

「自動車のバッテリー等の誤った取り付けによる火災にご注意！」のユーザー等への注意事項

（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_000838.html）

＜ユーザー等への注意事項＞

- バッテリー固定金具やバッテリー端子取付け用ナットは工具を使ってしっかりと締め付けて固定すること。
- 端子位置が逆、あるいは固定出来ないようなサイズのバッテリーを使用することの無いように、車両にあった型式のバッテリーを選定すること。
- サイズの合わないヘッドランプバルブを使用しないこと。
- 後付け電装品の配線には適切なヒューズを取付け、車体の縁端部や他の電装品と接触するような配線とならないように注意すること。

自動車のリコール・不具合情報

国土交通省
自動車局審査・リコール課

- トップページ
- 自動車のリコール制度について
- リコール情報検索
- 自動車不具合情報ホットライン
- 不具合情報検索
- 事故・火災情報検索
- よくあるお問い合わせ
- 公表資料
- 自動車を安全に使うためには
- お知らせ

連ラクダ!のコーナー
安全なクルマの選び方
自動車アセスメント 2010

自動車を安全に使うためには

後付電装品の火災にご注意！

バッテリー付近に取付ける後付電装品（電圧安定化装置、HIDヘッドランプ等）の起因による火災や製品の不適切な取付けが原因と推定される火災が発生しています。
このような後付製品を購入する場合には、取付ける際の注意事項を確認しておきましょう。

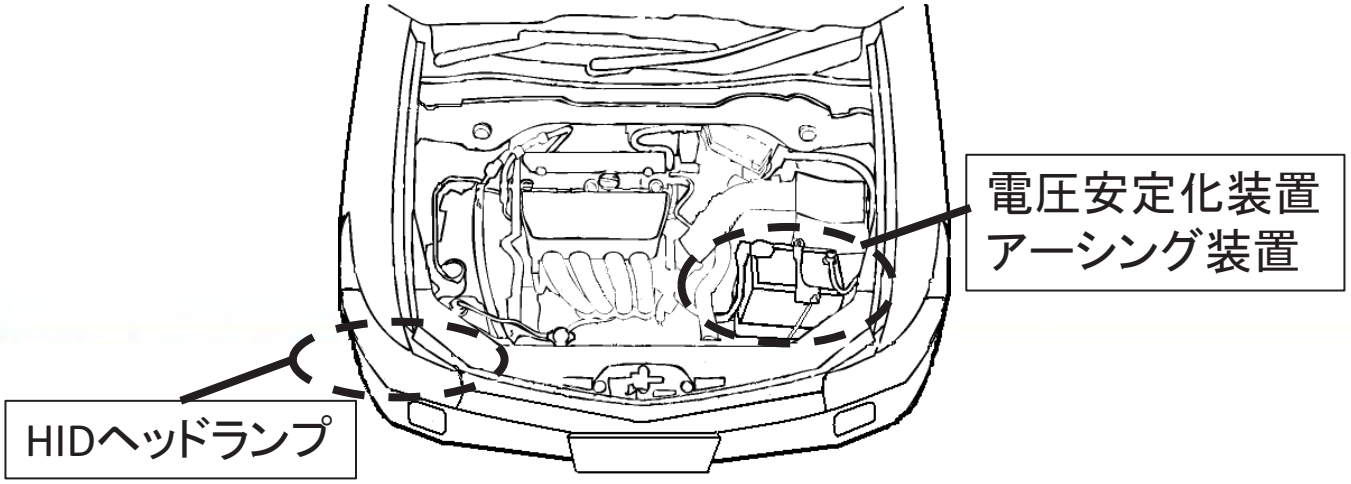

後付電装品をお使いいただくにあたって

1. 後付電装品の購入の際は、製品の性能情報や不具合情報をよくお調べください。

2. お取付けの際には、自動車に詳しい方にお取付けいただくか、説明書等をよく読んで適切な方法でお取付けください。

【参考：（平成23年6月14日報道発表資料）
「自動車のバッテリー等の誤った取り付けによる火災にご注意！」】

【国土交通省自動車局プレスリリース】

平成２３年１１月１１日

（株）オートバックスセブンによる自主改善の実施について

株式会社オートバックスセブンから、同社が後付け部品として販売及び取付けした地上デジタルテレビチューナーにおいて、操作用リモコン受光部が誤った位置に取付けられていることが判明したため、下記のとおり自主改善を実施する旨報告がありましたので、お知らせします。

記

自主改善開始日	平成２３年１１月１１日
不具合の内容	後付け部品として販売及び取付けした地上デジタルテレビチューナーにおいて、操作用リモコン受光部が前面ガラスに貼付けられているため、道路運送車両の保安基準に適合しない。
改善の内容	全車両、前面ガラスに貼付けられたリモコン受光部を適切な位置に移設する。
クレーム件数	１件
事故の有無	なし
使用者に周知させるための措置	・使用者にダイレクトメール及び電話により通知する。 ・（株）オートバックスセブンホームページへの掲載。 ・全店舗の店頭においてポスターによる告知を行う。

対象の製品名	品番（型式）	自主改善対象製品の取付け期間	自主改善対象数
三菱電機（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＴＵ－３００Ｄ ＴＵ－３０ＤＫ	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	1，009
パナソニックカーエレクトロニクス（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＴＵ－ＤＴＶ３０ ＴＵ－ＤＴＶ４０ ＴＵ－ＤＴＶ５０ ＴＵ－ＤＴＶ６０ ＴＵ－ＤＴＸ６００	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	1，870
パイオニア（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＧＥＸ－Ｐ90ＤＴＶ ＧＥＸ－700ＤＴＶ ＧＥＸ－900ＤＴＶ	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	1，179

対象の製品名	品番（型式）	自主改善対象製品の取付け期間	自主改善対象数
中発販売（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＬＶ―ＤＶ１１００ ＤＴＭ４２０Ｚ	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	161
アルパインマーケティング（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＴＵＥ－Ｔ２２０ ＴＵＥ－Ｔ３３０ ＴＵＥ－Ｔ４４０	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	458
（株）慶洋エンジニアリング 地上デジタルＴＶチューナー	ＡＮ－Ｔ００８、ＡＮ－Ｔ０３Ｄ ＡＮ－ＣＨ０１Ｄ	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	710
（株）トライウィン 地上デジタルＴＶチューナー	ＤＴＦ―７５００Ｓ ＤＴＦ―７６００ ＤＴＦ―９０００	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	1，075
（株）ミラリード 地上デジタルＴＶチューナー	１ＳＥＧ－０４、１ＳＥＧ－０５ １ＳＥＧ－０６、ＦＳＥＧ－０１	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	1，359
三洋電機コンシューマエレクトロニクス（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＮＶＰ―ＤＴＳ１０ ＮＶＰ―ＤＴＡ１６ＮＦ ＮＶＰ―ＤＴＡ１９ＮＦ ＮＶＰ―ＤＴＡ１９ＮＦＡ	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	1，044
太陽通商（株） 地上デジタルＴＶチューナー	ＤＴＷ１０００ ＷＧＡ８０００	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	341
（株）ジェイ・ヴォックス 地上デジタルＴＶチューナー	ＤＧ―ＤＴ０１ ＤＧ―ＤＡ１２	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	318
（株）アイ電子 地上デジタルＴＶチューナー	ＸＭＤＴＳ―１	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	86
（株）ペアリング 地上デジタルＴＶチューナー	ＰＬＤＴ００３	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	45
（株）ＪＶＣケンウッド 地上デジタルＴＶチューナー	ＫＮＡ―ＤＴ１	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	40
（株）日立オートパーツ＆サービス 地上デジタルＴＶチューナー	ＨＴＸ―Ｄ１	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	47
（株）シルバーアイ 地上デジタルＴＶチューナー	ＴＤ―１Ｓ２	平成２０年1月１日～ 平成２３年１０月１５日	41
		合　　計	9,783 個

問い合わせ先

（株）オートバックスセブン　お客様相談部

住所　東京都江東区豊洲５―６―５２　ＮＢＦ豊洲キャナルフロント

ＴＥＬ　０１２０―８９０―５２２（受付時間　09：00～12：00、13：00～17：30）

※　不具合状態のままで保安基準適合証等を交付した場合行政処分の対象となりますので、入庫の際は十分注意してください。

不具合箇所説明図

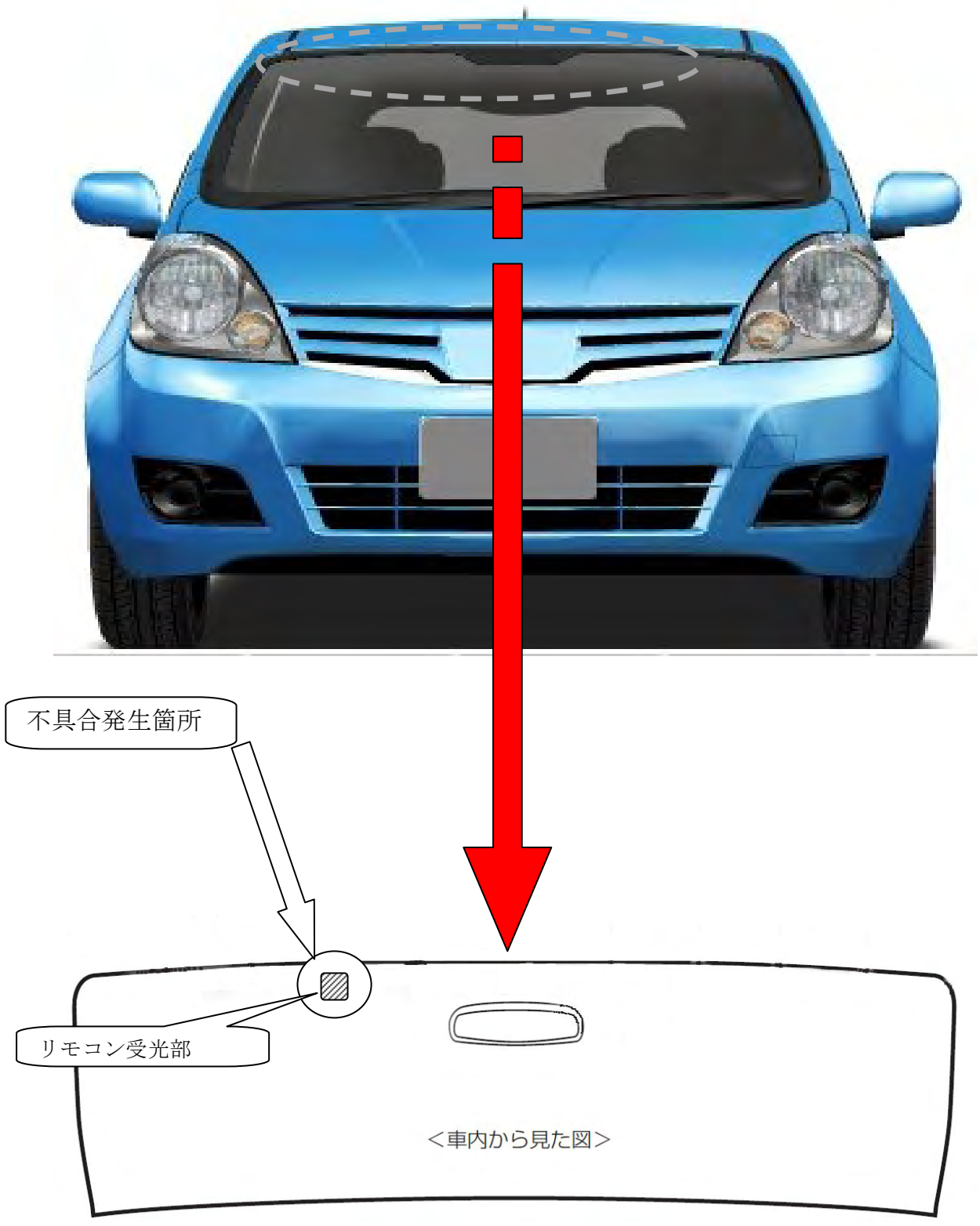

平成 23 年 11 月 30 日
自　動　車　局

冬期におけるトレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意下さい

○　概要

平成 23 年１月に、国土交通省に対してトレーラの火災情報が４件寄せられました。これらの事案を調査・分析した結果、リレー・エマージェンシー・バルブ※1内に水分があると、気温の下がる冬期に水分が凍結し、当該バルブ内のピストンが固着することによりブレーキが作動し続け、ブレーキの引き摺りが発生して火災に至ることが判明しました。これらを受け、今般、一般社団法人日本自動車車体工業会（以下、「車工会」という。）から、ホームページへの注意喚起の掲載やチラシ（別紙１）の配布等により、点検整備について注意喚起を実施するとの報告がありました。

国土交通省においては、気温が低下する冬期を迎えるにあたり、以下に掲げる事項について、社団法人全日本トラック協会などの自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、広くユーザーの皆様にお知らせするため、国土交通省のホームページにおいて、当該不具合に係る注意事項を掲載しましたのでお知らせします。

【冬期のトレーラ火災の未然防止に関する注意事項】
１．法律に定められた点検整備を確実に実施すること。
２．冬期においては以下に掲げるブレーキ機器の点検整備を徹底すること。
（ア）エア・タンク※2内の水分の有無の点検及び除去※
※エア・タンク内に凝水がないことの確認は法定点検項目です。
（イ）エア・ドライヤ※3の点検整備（乾燥剤やフィルターなどの定期交換等）
（ウ）リレー・エマージェンシー・バルブ内の水分の有無の点検及び除去
３．その他、トレーラ製作者の整備要領等に従って点検整備を確実に実施すること。

※１　リレー・エマージェンシー・バルブとは、トラクタ側からトレーラ側に圧縮空気を供給するとともに、トラクタ側からの圧縮空気の供給が停止し、ブレーキが作動しない場合にトレーラ側の非常ブレーキを作動させるためのバルブ・弁のこと。
※２　エア・タンクとは、トラクタ側から供給される圧縮空気を蓄積するタンクのこと。
※３　エア・ドライヤとは、圧縮空気に含まれる水分の乾燥、フィルタにより不純物の除去を担う乾燥器のこと。

【注意喚起掲載ホームページ】
・　日本自動車車体工業会　http://www.jabia.or.jp/index.php（ユーザーの皆様へ）
・　国土交通省　http://www.mlit.go.jp/RJ/　（自動車を安全に使うためには）

（お問い合わせ先）
国土交通省自動車局審査・リコール課
TEL:03-5253-8111（内線 42353、42355）03-5253-8597(直通)
整備課
TEL:03-5253-8111（内線 42412、42415）03-5253-8599(直通)

◯ 経緯

・ 平成 23 年１月に、国土交通省に対してトレーラの火災情報が４件寄せられました。
・ これらの事案を調査・分析した結果、リレー・エマージェンシー・バルブ内に水分があると、気温の下がる冬期に水分が凍結し、当該バルブ内のピストンが固着することによりブレーキが作動し続け、ブレーキの引き摺りが発生して火災に至ることが判明しました。
・ また、再発防止対策として、リレー・エマージェンシー・バルブ内の水分を除去するための点検整備について注意喚起を実施することが有効であることがわかりました。
・ これらを踏まえ国土交通省は、車工会及び一般社団法人日本自動車工業会（以下、「自工会」という。）に対し、市場でのトレーラの火災事故を防止するため、冬期に入る前に注意喚起を行うなどの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。
・ 当該依頼を受けて、今般車工会より、自工会と連携して検討した結果、平成 23 年 11 月 30 日から車工会のホームページへの注意喚起の掲載やチラシ(別紙１）の配布等により、トレーラのエア・タンク内の水抜き、エア・ドライヤの乾燥剤やフィルタの定期交換等の点検整備及びリレー・エマージェンシー・バルブの水分除去等のための点検整備について注意喚起を実施するとの報告がありました。
・ 国土交通省においても、気温が低下する冬期を迎えるにあたり、前頁に掲げる事項について、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、当該不具合に係る注意事項を掲載しました。

トレーラのブレーキ・バルブ凍結による車両火災に注意

❄❄❄ブレーキ機器の水分除去のお願い❄❄❄

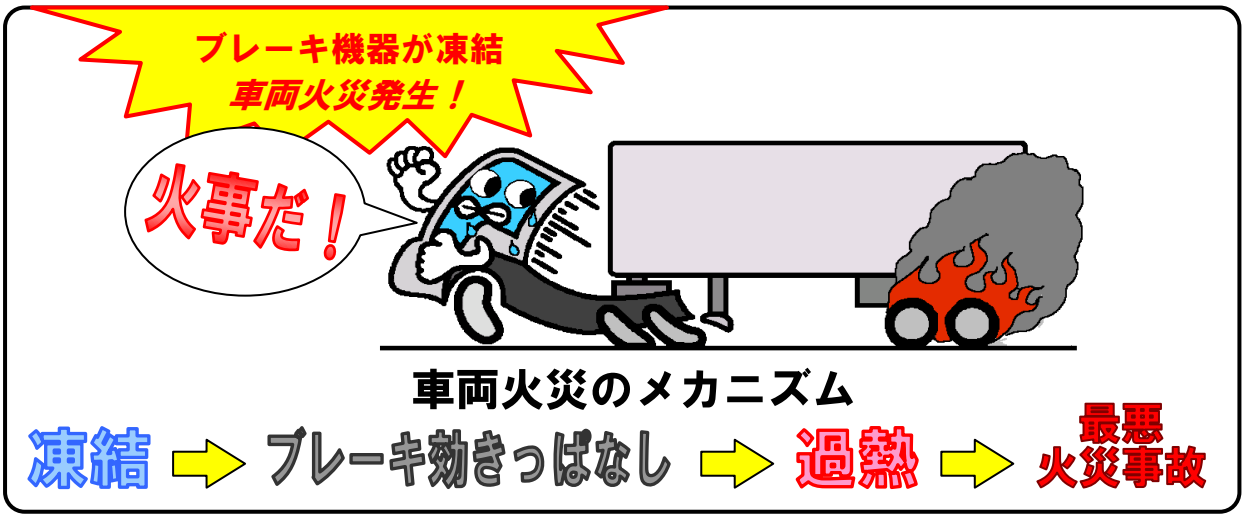

ブレーキ機器が凍結すると非常に危険な状態になります。凍結を防止するためにエア・タンクの水抜きを励行すると共に、特に冬期に入る前にブレーキ機器の点検整備を行い、ブレーキ用エアに含まれている水分の除去を行ってください。

トラクタとトレーラのエア・タンクからの水抜き

エア・タンクからの水抜きは、道路運送車両法で使用者または運行する人により日常（運行前）点検することが義務付けられており、車両を安全に運行するために非常に重要なことです。

エア・ドライヤを装着した車両においても水抜きを励行し、車両の安全な状態を確保してください。

※エア・タンクから多量の水分が排出されるときは、エア・ドライヤの機能が低下している可能性があります。

トラクタのエア・ドライヤの点検整備

ブレーキ用エアに含まれる水分は、ブレーキ機器の潤滑油を洗い流して作動を妨げ、冬期においては凍結して作動不良になる危険性があります。これらの問題を解決するためトラクタにエア・ドライヤが装着されていますが、性能を維持するためには定期的な点検整備が必要です。

乾燥剤やフィルタなどの交換時期等については各トラクタ・メーカの取扱説明書やメンテナンス・ノートに従ってください。

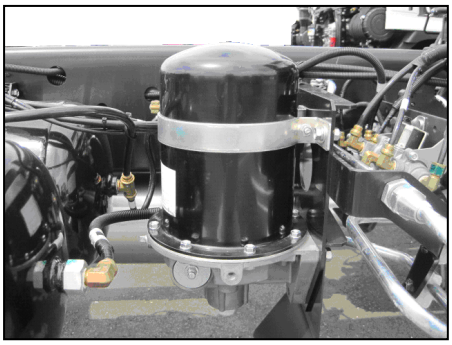

エア・ドライヤの例

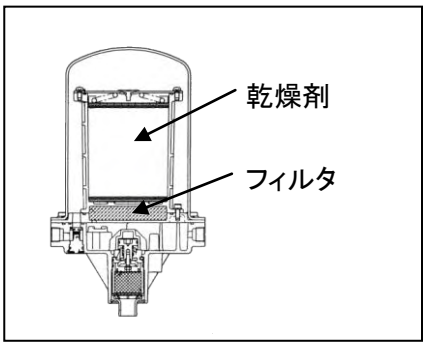

エア・ドライヤ内部構造（交換部品）例

一般社団法人　日本自動車車体工業会　トレーラ部会

トレーラ　リレー・エマージェンシ・バルブの点検整備

リレー・エマージェンシ・バルブはトラクタから送られたブレーキ用エアをコントロールし、トレーラ各輪のブレーキを作動させる重要な機能を有しています。

ブレーキ用エアに水分や埃が含まれているとブレーキ機器の作動を妨げ、さらに凍結すると作動不良となり危険な状態になります。**そのため、冬期に入る前には凍結防止のため必ず点検整備を行い、水分の除去および清掃を実施してください。**

リレー・エマージェンシ・バルブの点検整備要領

詳細については各トレーラ・メーカの取扱説明書やメンテナンス・ノートに従ってください。

※ブレーキ機器の点検整備は、専門のサービス工場（認証工場）で受けてください。

Nabtesco の場合

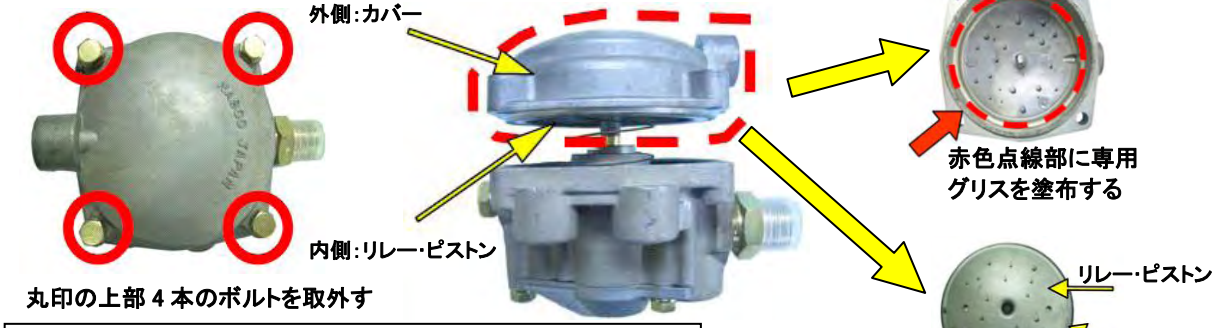

リレー・ピストンを取付ける際の注意事項
- O リングに傷を付けないように注意する
- O リングに傷が付いていたり、摩耗していたら交換する
- O リング等のゴム部品交換の際は、専用グリスを塗布する

WABCO の場合

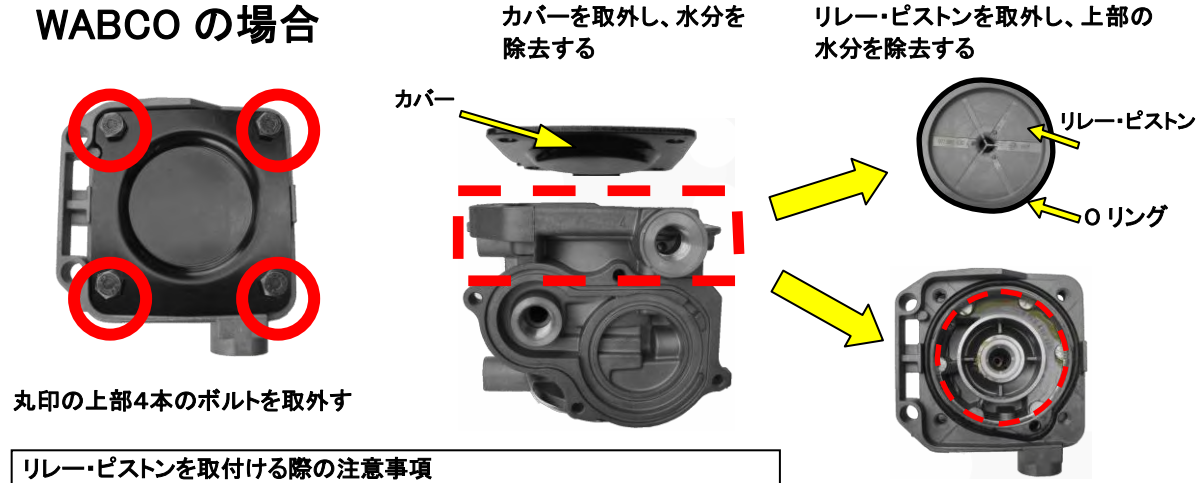

リレー・ピストンを取付ける際の注意事項
- O リングに傷を付けないように注意する
- O リングに傷が付いていたり、摩耗していたら交換する
- O リング等のゴム部品交換の際は、専用グリスを塗布する

一般社団法人　日本自動車車体工業会　トレーラ部会

ちょっと待って！

その自動車不具合のこと、教えてください！

お持ちのクルマに不具合が起こり、

点検・修理した事は有りませんか？

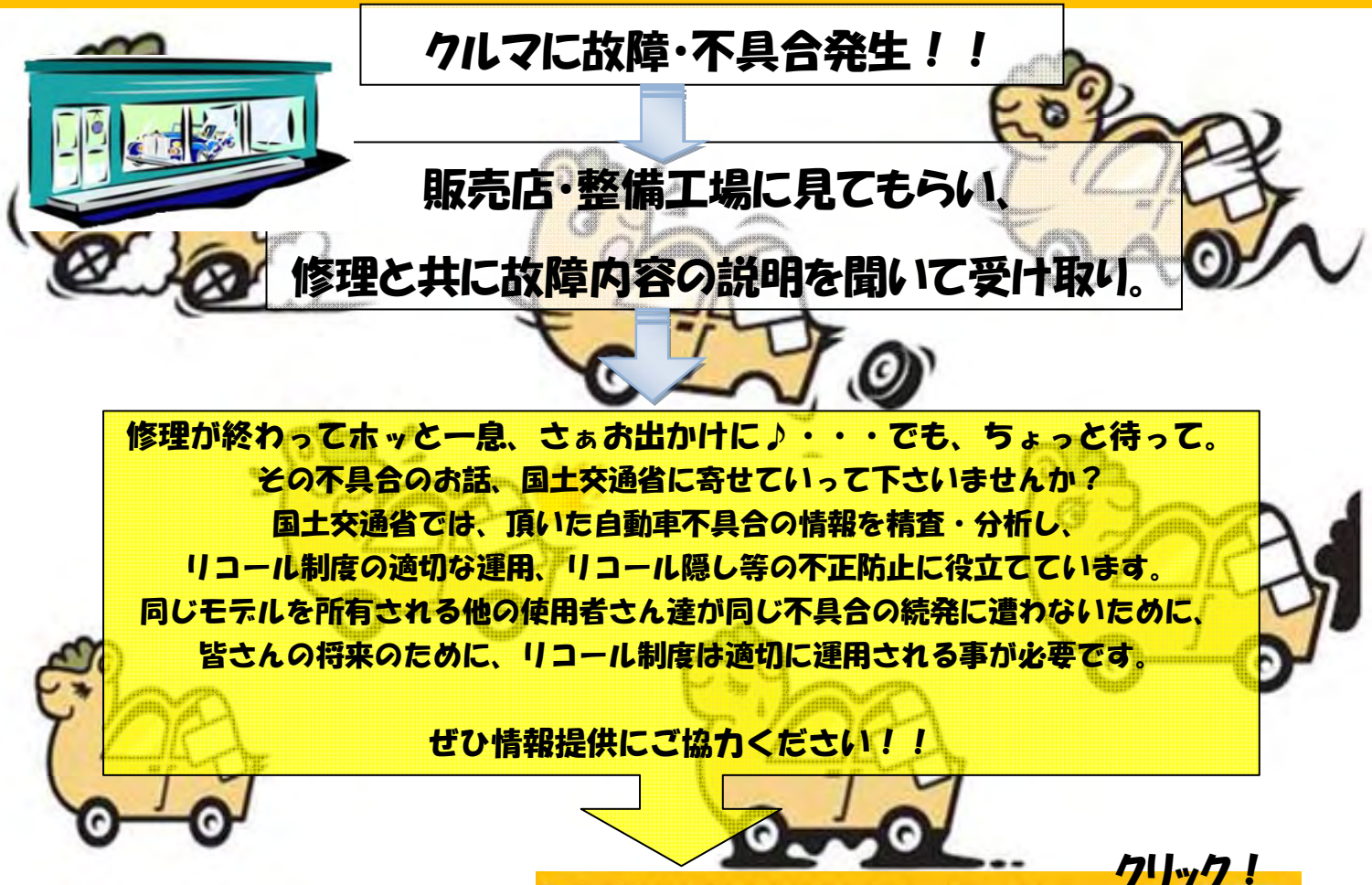

クルマに故障・不具合発生！！

↓

販売店・整備工場に見てもらい、

修理と共に故障内容の説明を聞いて受け取り。

↓

修理が終わってホッと一息、さぁお出かけに♪・・・でも、ちょっと待って。
その不具合のお話、国土交通省に寄せていって下さいませんか？
国土交通省では、頂いた自動車不具合の情報を精査・分析し、
リコール制度の適切な運用、リコール隠し等の不正防止に役立てています。
同じモデルを所有される他の使用者さん達が同じ不具合の続発に遭わないために、
皆さんの将来のために、リコール制度は適切に運用される事が必要です。

ぜひ情報提供にご協力ください！！

↓

詳しくは 自動車不具合情報ホットライン 検索 **クリック！**

車検証を御用意の上、不具合情報をお寄せ下さい。

クルマの異常を、連ラクダ！
自動車不具合情報
ホットライン

国土交通省

ホームページ受付

http://www.mlit.go.jp/RJ/

フリーダイヤル受付

0120-744-960（平日 9:30～12:00　13:00～17:30）

自動音声受付（FAX付の電話をお持ちの場合、FAX情報受付も御座います。）

03-3580-4434（年中無休・24 時間）

※メーカー・販売店とのトラブルの解決、故障の修理の受付など個人的な相談をする窓口ではありません。